

現役労働基準監督官へのインタビュー I

－ 受験・任官後の体験談を中心として －

インタビューした労働基準監督官の略歴

A 監督官（平成13年任官）（男性）

大学時代の専攻：総合政策学部 総合政策学科（環境学専攻）

合格試験区分：A区分

現 職：労働基準部監督課 労働時間設定改善指導官

署での勤務年数：10年（監督業務10年）

インタビュー内容

Q1) 大学時代、具体的にはどのようなことを学んでいたのですか。

Q2) 労働基準監督官を志望した動機・きっかけは何ですか。

Q3) 大学時代に学んだことで、任官後、業務の役に立ったことはありますか。

Q4) これまでの業務経験の中で、思い出に残っている出来事、やりがいを感じた出来事を教えてください。

Q5) これまでの業務経験の中で、苦労した出来事を教えてください。

Q6) 現在、労働局労働基準部監督課では、どのような仕事しているのですか。

Q7) 労働基準監督官に求められる人物像はどのようなものでしょうか。

Q8) 労働基準監督官任官前に、受験勉強以外で、やっておくべきことなどがあれば教えてください。

Q1) 大学時代、具体的にはどのようなことを学んでいたのですか。

大学時代、私は、環境学を専攻して学んでいました。

環境学と言っても、自然科学的見地からのアプローチによる環境学ではなく、社会科学見地からアプローチした環境学を学んでいました。社会科学関連では経済学のほか、民法、刑法、行政法の法律を学んでいました。

Q2) 労働基準監督官を志望した動機、任官した理由について教えてください。

アルバイト時代のある出来事がきっかけとなり、労働基準監督官を志しました。

私が、ガソリンスタンドでアルバイトをしていた際、自分自身に全く身に覚えのないことを行ったと一方的に決めつけられ、罰金と称して、給料を勝手に減額されたという出来事がありました。ガソリンスタンドの経営者が、会社側に損害が出たとして、私の同意を得ずに、給料から損害額100%相当の金額を引いたのです。

任官後の今であれば、労働基準法に違反する行為であるということは理解できますが、その当時は、こんな理不尽なことが許されるのだろうか、と思ったものです。

そのような中、就職活動の時期を迎え、公務員試験の中で、労働基準監督官試験があるということを知り、労働基準監督官への採用を目指すこととしたのです。

Q 3) 大学時代に学んだことで、任官後、業務の役に立ったことはありますか。

私が通っていた大学では、ディベートを授業に取り入れていました。学生同士が、相手を論理的に説得させるため、賛成派、反対派に分かれて議論を行うのです。論理的思考の向上はもちろんのこと、話し方の能力、他者の発言内容を注意深く聞き、これに即応する能力などの向上には、大変、役に立ちました。

労働基準監督官に任官すれば、企業の社長・役員・人事担当者、労働者の方々に、法律を噛み砕いて論理的に説明する場面というのは、何百、何千とやってきます。このような場面で、大学時代に経験したディベートは、役に立っているなど実感しています。

Q 4) 労働基準監督官という職業を経験された中で、思い出に残っている出来事、やりがいを感じた出来事を教えてください。

任官3年目のとき、私は、東京労働局の某署に所属していましたが、その当時、同時期に未払賃金の立替払¹事案を6件ほど抱えており大変苦労した思い出が残っています。

未払賃金の立替払というのは、労働保険料を原資として国が立て替えて支払う制度ですので、処理の正確性が求められるとともに、労働者の方が給料をもらうことができないが故に処理している事案ですので、処理の迅速性も求められます。また、調査量も、他の許認可事案の調査量と比較すると膨大なものとなります。

全国的には、平均して、労働基準監督官ひとり当たり年間2、3件を処理する程度と思いますが、同時期に6件を処理するというのは、その後も経験したことはありませんでした。

そのような中、給料が6か月間もの間支払われず会社が倒産してしまい、100万円以上の給料が未払いとなって路頭に迷い、路上生活を余儀なく

¹ 企業が倒産したために賃金が支払われず退職した労働者に対し、未払となっている賃金の一定額（退職前6か月間の定期賃金及び退職手当のうち未払賃金総額又は限度額のいずれか低い額の8割相当分）について、国が事業主に代わって立替払する制度のことです。未払賃金立替払は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして欠くことのできないものであり、厚生労働省では、迅速かつ適正な支払に努めています。

されたという労働者の方がいました。

その方が新しい就職口を探すためには、定まった住居を探す必要があったところ、何分、お金がなく住居を定めることができないでいる、という事情を知り、当時の私は、新しい人生の一步を踏み出していただきたいとの思いを抱き、寝食を忘れて、処理に没頭していました。こういった思いがあっただけで、その当時のすべての立替払事案を処理することができましたが、100名以上に上る多くの労働者の方々からいただいた感謝の言葉は今でも忘れることはできません。

Q 5) 労働基準監督官の業務で、苦勞した出来事を教えてください。

最初に捜査主任官として手掛けた司法警察事務での事件処理が一番苦勞したように思います。

今思えば、事件としては、ありふれた違反の態様だったのですが、被疑者と対峙しての最初の取調べは緊張感があり、取調事項についても、中々良いものが考え付かず、供述調書の作成でも苦勞したことが今でも思い出に残っています。

Q 6) 現在、労働局労働基準部監督課では、どのような仕事しているのですか。

現在、私は、労働基準部監督課において、各種説明会に講師として赴いて、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法などについて説明する業務を行うほか、監督業務関連の予算管理を行っています。

説明会の講師役の業務は、労働基準部監督課で主催する法律の説明会に講師として説明するというほか、外部機関からの依頼に基づいて説明するものもあります。外部機関からの依頼は、国の機関、地方公共団体、経営者団体などからあり、時として1回の説明会で100名以上の方が参加することもあります。

また、講師として説明した内容については、聴講する方にとって、判りやすいものとなっていたかを確認するため、アンケート調査を行い、次回の説明会にフィードバックして、より良い説明会となるようにしています。

次に、監督業務関連の予算管理とは、主に労働基準監督署の監督業務で使用する物品の購入に関して、厚生労働省本省と予算の折衝をしたり、物品購入の優先順位を決めたりする仕事のことです。

労働基準監督署では、臨検監督、災害調査、実況見分などで様々な機械・器具を使用しますので、その機械・器具の劣化によって新しい物品を購入したりする必要が出てくるのです。物品購入の優先順位の判断は、労働基準監督署での勤務経験があるからこそできるもので、現場での経験がなければ、どのような機械・器具を真に必要としているのか、判断することは

できないものだと思います。

Q 7) 労働基準監督官として、求められる人物像というのはどういうものでしょうか。

偏りのない、バランス感覚に優れた人物が求められていると思います。

これはどういうことかと言えば、労使紛争があった際、これを客観視して中立的に事実を探索できるかということです。

業務上、労働基準監督官が会う方は多岐にわたりますが、そのような中、心情にとらわれず、冷静に事実を見極めることができるか、ここが労働基準監督官として求められるところだと思っています。

Q 8) 労働基準監督官任官を前に、受験勉強以外で、やっておくべきことなどがあれば教えてください。

任官前までに時間があれば、多くのアルバイト経験しておくの良いかもしれません。

労働基準監督官が接触する企業の業種は様々あります。各業種の勤務形態の特徴であったり、事業構造などを、労働基準監督官任官後に学ぶこともできますが、百聞は一見にしかず、自分で体験した方が多くのことを吸収することができると思います。

もちろん、絶対に必要であるとは言いませんが、時間的に余裕があり、精神・体力的にも余力があれば、アルバイトでも良いと思いますので、多業種の業務を経験されてはどうかと思います。